

42 満洲国留學生の指導訓育に関する留意事項に付公私立大  
学等へ通牒 [昭和十一年十二月]

(注記1) 官專三九八号  
 (注記2) 裁決  
 (注記3) 12月9日  
 (注記4) 文書課長  
 (有原) 送  
 (注記5) 12月10日  
 起案者 (神野)

(注記6) 昭和十一年十一月二十六日起案

専門学務局長 (伊東) 学務課長 (有光)  
 次官 (河原) 事務官 (清水)  
 (平生) 花押 (菊池)  
 (花押) 普通学務局長 (堀池)  
 (藤野) 実業学務局長 (岩松)  
 (抹漕) 通牒案 (注記7)  
 (宮坂) (山崎)  
 (下) 札

(注記8) 直轄学校長、公私立大学、高等学校  
 及専門学校長宛 (各通)

(注記9) 満洲国留學生ノ指導訓育ニ関スル件  
 (加筆) 過般満洲国ニ於テハ留日学生ノ制度ニ関スル方針ヲ確立シ  
 各留學生本来ノ修学目的ヲ達成セシムルハ勿論特ニ其ノ訓育ニ  
 留意シ所謂日滿一体觀ヲ把握セシメ聡テ本国ニ於ケル中堅分子  
 トシテ指導的任務ヲ果シ兩國結合ノ楔子タラシメンコトヲ趣旨

トシテ本年十一月二十五日付文化一普通合第四、五四七号別紙  
写ノ通依頼越ニ就イテハ委曲右ニテ御諒知ノ上其ノ希望ヲ充足  
セシムル様致度此段〔依命〕及通牒

備考

本件ニ関シテハ中等学校以下ニモ関係アルモ〔此ノ度ハ〕<sup>(加筆)</sup>全国專  
門学校以上ニ付示達方依頼アリタリ

案ノ二

(注記10) 年月日 次官

外務次官宛

満洲国留学生ノ指導訓導ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ本年十一月二十五日付文化普通合第四、五四七  
号ヲ以テ申進相成タル処別紙写ノ通々牒致シタルニ就イテハ可  
然御取計相成度右及通知

文化一普通合第四五四七号

(注記11)

(注記12) 昭和十一年十一月二十五日

外務次官 堀内謙介 印

文部次官 河原春作殿

満洲国留学生ノ指導訓育ニ関スル件

本件ニ関シ今般駐日満洲国謝特命全權大使ヨリ別紙写ノ通依頼  
越アリタルニ付テハ委細右ニテ御了知ノ上可然御取計相成度此  
段申進ス

以書翰啓上致候 陳者本国留日学生ノ指導訓育ニ関シテハ常ニ

(注記14) 甚大ナル御高助ヲ賜リ感謝ノ至リニ奉存候今般本国側ニ於テハ  
更ニ其ノ指導訓育ニ万全ヲ期シ度意向ヲ以テ其文教方針ニ基キ

左記希望事項ヲ決定致候ニ就テハ日滿関係ニ〔艦〕<sup>(抹消)</sup>〔艦〕<sup>(加筆)</sup>ミ本国  
ノ教育方針ヲ援助サルル意味ヲ以テ各学校ニ於テ遵守セラレ候  
様貴国関係各省ニ対シ御斡旋賜リ度御依頼致候

右申進旁々本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

記

一、〔加筆〕爾今駐日満洲国大使館下附ノ入学紹介書ヲ有セザル満

洲国人ニ対シテハ入学ヲ許可セラレザルコト

二、満洲国留学生ニシテ留学ノ認可ヲ取消サレタルモノニハ退

学ヲ命ゼラレタキコト

〔加筆〕但シ駐日満洲国大使館ハ学校側ト事前ニ協議スル〔コト〕<sup>(抹消)</sup>

〔モ〕トス

三、満洲国留学生ノ教育ニ関シテハ日本人留学生ト同様ノ取扱

ヒヲナシ特ニ其ノ〔加筆〕訓育ニ留意セラレタキコト

四、満洲国留学生ニ対シテハ特ニ〔加筆〕学校教練ヲ必須トシテ課

スルヨウ取計ハレタキコト

以上

康徳三年十一月十八日

満洲国駐劄日本国特命全權大使 謝介石

日本国外務大臣 有田八郎閣下

(注記1)

「例規類纂材料」<sup>〔有原〕</sup>

(注記 2)

「文部時報登載」<sup>〔有原〕</sup>

(注記 3)

「至急」

(注記 4)

「(一)通牒案(ニ)ヲ除クコト」例記<sup>〔加筆〕</sup>「(△)登載ノコト」<sup>〔抹消〕</sup>「(△)文部時報、  
官報週報」但シ官報週報案ハ別ニ提出

(注記 5)

「施行前要素再回」<sup>〔スミ〕</sup>

(注記 6)

「完決」

(注記 7)

「記録掛 14・1・6 受領」

(注記 8)

「回付月日ノ一二月五日 実業」

(注記 9)

「七」(簿冊内件名番号)

(注記 10)

「例記、文部時報ニハ不用」

(注記 11)

「別紙添付」

(注記 12)

「急」

(注記 13)

「文部省 官専898号 昭和11・11・26」

(注記 14)

「写」

(下札)

「種別 上」よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 公私立大学等へ通牒

満洲国留学生ノ指導訓育ニ関スル留意事項 例規類纂材料ノ番号

官専三九八ノ結了年月日 昭一一・一二・一〇ノ保存年限 ムキ

ノ枚数 五

〔自昭11年至昭15年 学生生徒総規  
第5冊〕文部省<sup>〔9〕</sup> 34.32-6.2454